

一般廃棄物収集運搬業許可証

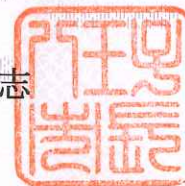
住所 東京都大田区城南島四丁目5番10号

氏名 株式会社永野紙興
代表取締役 迎 康行〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 5年(2023年) 9月 12日

八王子市長 石森 孝志



記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物
厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
(以上4種類) |
| 2 | 収集・運搬の区別 | 収集・運搬（積替え保管を除く） |
| 3 | 運搬先 | 事業系一般廃棄物
戸吹清掃工場
館クリーンセンター
多摩清掃工場（多摩清掃工場の区域に限る）

株式会社日本フードエコロジーセンター
（再生目的の厨芥に限る）
所在地 神奈川県相模原市中央区田名塩田1-17-13 |
| 4 | 作業場所 | 八王子市域内 |
| 5 | 許可の有効期間 | 令和 5年10月 1日から
令和 7年 9月30日まで
(裏面あり) |

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。
- (5) 「1 取り扱う一般廃棄物の種類」を「3 運搬先」以外に搬入しないこと。

(以下余白)

変更事項

変更年月日及び番号	件名	変更内容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。